

# 富山県海岸漂着物対策推進地域計画の概要

## 計画の趣旨

- 趣旨**  
本県における海岸漂着物等の対策を総合的かつ効果的に推進
- 計画の位置付け**  
・海岸漂着物処理推進法及び国の基本方針に基づく計画  
・本県の廃棄物処理計画や海岸保全基本計画と整合を図った計画
- 計画の期間**  
概ね5年間（令和8年度から）とし、必要がある場合は速やかに見直し（平成23年3月策定、平成28年3月・令和3年3月改定）

## 海岸漂着物等の現状と課題

- 海岸漂着物等を取り巻く状況**  
**<国等>**  
 ・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」のG20での共有及び目標前倒し  
 ・「プラスチック資源循環促進法」の施行や「サーキュラーエコノミー」への移行加速化  
**<本県>**  
 ・ほぼ全域の海岸に漂着物・散乱ごみが存在  
 ・アシや流木といった自然物が多いが、人工物の多い海岸も見られる。  
 ・人工物にはプラスチック製品など日常生活に伴い排出されるものが多い。  
 ・全ての調査地点でマイクロプラスチックを確認、由来は生活ごみ
- 海岸漂着物等に係る課題**  
**【回収・処理】**  
 ・線状降水帯などによる一時的な大量漂着への対応  
**【発生抑制】**  
 ・陸域も含めた県民全体の課題としての認識が不足  
 ・コロナ禍以降、清掃活動への参加者数が伸び悩み、今後の減少も懸念  
 ・プラスチックごみの流出防止を含む発生抑制体制の強化が必要  
**【環境教育等及び普及啓発】**  
 ・世代に応じた情報伝達手段や内容を工夫し、県民が自主的に情報を発信・共有できる仕組みづくりが求められる。  
 ・富山湾の魅力のさらなるブラッシュアップや掘り起こしが必要  
**【海洋プラスチックごみ】**  
 ・プラスチックごみは地球規模の課題であり、国の取り組みへの協力が必要

## 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

### <重点区域設定の考え方>

- 重点的に対策を講ずることが必要とされる地域として、次のいずれかに該当する区域を設定
- ①海岸の利用状況や地域の経済活動を考慮
  - ②良好な景観や生態系など自然環境の必要性を考慮
  - ③災害時などの大量の海岸漂着物等の漂着が見込まれることなどを考慮



## 計画の目指す姿

豊かな自然環境と美しい景観の次世代への継承に向けて

県民一人ひとりが、海岸の良好な景観や環境、さらには海洋環境を守り・育てる心を持ち、より美しく豊かな海岸を目指してごみの発生抑制や清掃美化活動などに県民一体となって取り組むことで、ウェルビーイングが実感される。

## 目標を達成するための指標

### ① 円滑な回収・処理の実施

指標	6年度(現況)	12年度(目標)
利用シーズン前の回収作業回数 <small>※必要に応じて複数回実施</small>	一部の海岸で2回以上	1回以上*
大量漂着時の回収作業率	100%	100%
海岸清掃活動に取り組む団体数	115団体	130団体

### ② 幅広い地域が連携した発生抑制対策の推進

指標	6年度(現況)	12年度(目標)
環境美化活動の参加者数	20万人	25万人以上
海岸漂着物の発生源の認知度	42.0%	60%
県内の海岸の好感度	63.4%	75%

### ③ 環日本海地域と連携した対策の推進

指標	6年度(現況)	12年度(目標)
環日本海地域の自治体と連携した海洋環境保全に係る環境教育の参加人数	4.5千人	18千人(R8~R12累計)

## 海岸漂着物等の対策

### 1 円滑な処理の推進

海岸管理者等(多くが県)	海岸の清潔の保持に向け、沿岸市町や地域住民、民間団体の連携のもと、円滑な処理を推進
市町	地域住民などの海岸美化活動の支援、海岸管理者等と連携した回収やごみ処理施設での処分
地域住民、民間団体	積極的な海岸清掃の取組み、幅広い地域での参加の呼びかけ ・近年の自然災害の激甚化・頻発化に対し、引き続き国、沿岸市町、関係機関等と連携しながら円滑な処理を推進

### 2 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大

- ・陸域における幅広い清掃活動の展開、富山県県土美化推進県民会議との連携
- ・とやまエコ・ストア制度の普及拡大等を通じた3Rの推進
- ①富山県サーキュラーエコノミー推進ロードマップに基づく、資源循環の推進
- ②海岸漂着物ポータルサイトを活用した情報共有と発信の充実

### 3 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進

- ・海岸漂着物について理解を深めるための環境教育の推進
- ・県民が自主的に発信・共有できる仕組みづくり
- ③ SNSや動画等を活用した世代別の情報発信強化

### 4 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信

- ・県民の海岸保全意識の醸成と活動への参加促進
- ④ 富山湾の地域ブランドと保全活動の一体的発信の強化
- ⑤ 民間団体等による海岸美化活動の情報発信の充実

### 5 国際協力の推進

- ・環日本海地域の自治体との交流を通じた地域レベルの連携の促進
- ・民間団体や学識経験者による国際的活動との連携

### 6 多様な主体の役割分担と連携の確保

- ・県民・事業者がボランティアとして自発的に参加しやすい体制づくり
- ・地域住民、民間団体等の積極的な参画の促進

※ 関連情報「海岸漂着物ポータルサイト ～美しい海岸を守るために～」

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1705/kj00014049.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00014049.html) (富山県環境政策課)

## 海岸漂着物等の回収・処理

### <海岸漂着物等(漂流ごみ等を除く)の回収・処理における役割分担>

- これまでどおり、国の支援制度を活用し、右表の役割に基づき実施
- 回収物は、廃棄物処理法に基づき適正に収集・運搬・処分を実施
- 漂着物の大量漂着時等における住民等からの相談については、海岸管理者等に情報を集約し、必要に応じて沿岸市町や関係団体等の協力を得ながら対応

### <漂流ごみ等の処理について>

- 漁業者が操業時に回収し漁港へ陸揚げした漂流ごみ等は、原則、市町が自らの処理能力の範囲内で運搬・処分を実施。市町の処理施設で処分できないものは、漁港管理者等が廃棄物処理法に基づき適正に運搬・処分を実施

区分	人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等、回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等	左記以外の海岸漂着物等
回収	海岸管理者等	市町※1、地域住民、民間団体など
収集・運搬	海岸管理者等	市町
処分	海岸管理者等	市町※2

※1 海岸漂着物処理推進法及び基本方針に基づき、必要に応じ、海岸管理者等に協力する義務あり

※2 海岸管理者等からの協力依頼を受けて、廃棄物処理施設の処理能力の範囲内で実施するものを含む